

人口減少時代における持続可能な行政サービスの
提供のあり方に関する有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1 今後、人口減少・少子高齢化の進行や公共施設等の老朽化といった課題が顕在化する一方、急速なデジタル技術の進展など社会構造が急激に変化していることを踏まえ、時代の変化に的確に対応した持続的な行政サービスの提供を図る必要があることから、中長期的な視点に立った行政サービスの提供のあり方を検討し、方向性をとりまとめるため、人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 有識者会議は、県が行う行政サービスの提供のあり方について中長期的な視点から検討し、知事に対し提言を行うものとする。

(委員)

第3 有識者会議の委員は、別紙名簿のとおりとする。

(運営)

第4 有識者会議は、必要に応じて知事が招集する。

2 有識者会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

4 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。

5 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に有識者会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。

6 有識者会議の公開又は非公開の決定は、「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成11年12月3日制定）に準じて取り扱うものとし、座長が有識者会議に諮って行う。

(事務局)

第5 有識者会議の事務局を、総務部行政経営課に置く。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

人口減少時代における持続可能な行政サービスの
提供のあり方に関する有識者会議 委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

区分	氏名	現職
委員	石田 万梨奈	onozucolor 代表
委員	伊藤 奈穂子	特別養護老人ホーム憩寿園 施設長
委員	佐藤 良和	秋田県消防長会 事務局長
委員	柴田 潤	秋田県農業協同組合中央会 総務企画部長
委員	菅原 朋子	株式会社秋田銀行営業支援部公務室 部長代理
委員	辻 琢也	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科 教授
委員	豊田 哲也	公立大学法人国際教養大学 中嶋記念図書館長
委員	降矢 育歩	株式会社 TORIMOTSU 代表取締役